

公益社団法人光市シルバー人材センター
光市介護予防・日常生活支援総合事業における
(訪問型サービスA) 重要事項説明書

当センターは、光市介護予防・日常生活支援総合事業における（訪問型サービスA）の提供の開始にあたり、センターの概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	公益社団法人 光市シルバー人材センター
主たる事務所の所在地	〒743-0013 光市中央5丁目12番1号
代表者（職名・氏名）	理事長 道祖本 俊秀
設立年月日	昭和63年9月1日
電話番号	0833-71-0940

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	(公社)光市シルバー人材センター
サービスの種類	光市介護予防・日常生活支援総合事業における (訪問型サービスA)
事業所の所在地	〒743-0013 光市中央5丁目12番1号
事業所の管理者	小田 睦美
電話番号	0833-71-0940
指定年月日・事業所番号	
通常の事業の実施地域	光市内
損害賠償責任保険	東京海上日動火災 損害賠償保険

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、光市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・（訪問型サービスA）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、光市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

4. 提供するサービスの内容

（訪問型サービスA）の内容は、次のとおりとします。

身体介護に関する内容	【内容】
生活援助に関する内容	室内清掃・買い物・洗濯・ゴミ出し等

5. 業務日時

業務日	月曜日から土曜日まで。 年末年始（12月28日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
業務時間	午前8時30分から午後5時15分まで。 ただし、土曜日・祝日は午前8時30分から午前12時まで。 ※緊急の場合等、緊急連絡体制を講じて、迅速に対応します。

6. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	常勤		福祉家事援助サービス事業
サービス提供責任者			
訪問介護員等			

7. 利用料等

(1) (訪問型サービスA)の利用料

【基本部分】

サービス名称	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービスA (1回につき)	1870円/回	187円	374円

(注1) サービス提供時間 1時間以内

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額(利用者負担)	
		1割負担 の場合	2割負担 の場合

(注1)

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件(概要)	減算額(利用者負担)	
		1割負担 の場合	2割負担 の場合

(2) その他の費用

	【内容】

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料金、その他の費用は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に発行します。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	翌月の訪問時に、請求書・領収書を持参いたします。

8. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

9. 事故発生時の対応

- ・（訪問型サービス）の提供により事故が発生した場合は、速やかに光市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・（訪問型サービス A）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当センターの下記の窓口でお受けします。

相談窓口	担当者：唐島 ^{からしま} 操 ^{みきお} ご利用時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 電話番号： 0833-71-0940
------	--

（2）行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
光市福祉保健部高齢者支援課	光市光井二丁目2番1号	0833-74-3003

11. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	利用者の個人情報の保持は、センター個人情報の取り扱い規定により厳重に管理します。 個人情報等の秘密事項を使用する場合は、予め文書により、同意を得ます。
従業員に対する秘密の保持について	業務上知りえた、個人情報等の秘密保持義務の徹底を図ります。 又、センターを退会後も同様とし、教育訓練を実施、資質の向上に努めます。

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あら

かじめご了解ください。

- ① 車(私用車)での送迎
- ② 高所作業・重量物の搬入搬出
- ③ 従事者が危険と判断した業務

・※体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当センターへご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

所在地 光市中央5丁目12番1号

法人名 公益社団法人光市シルバー人材センター

理事長 道祖本 俊秀

説明者

印

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名

印

立会人 住所

氏名

印